

# 通学路に面した 擁壁・がけ（斜面）の 改修費用の一部を補助します

## 世田谷区擁壁改修等補助金交付制度のご案内

### 制度の概要

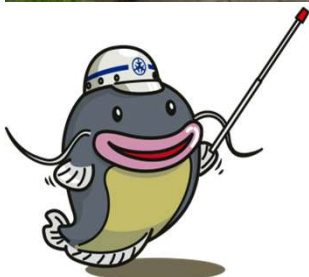
近年、全国で地震や豪雨等による、擁壁やがけ（斜面）の崩壊被害が多発しています。

道路沿いの擁壁やがけ（斜面）が崩壊すると、人命被害が通行人に及ぶ可能性があり、災害時に区民の避難行動を阻害する恐れもあります。

区では特に、児童が日常的に使用する道路であり、かつ災害時に、指定避難所である区立小学校への避難で使用する道路となる通学路について、最優先で防災対策を講じるため、通学路に面して設置されている、安全上問題のある擁壁や自然がけ（自然斜面）の改修工事費用の一部を助成します。



出展：世田谷区がけ・擁壁等防災方針



防災キャラクター「じじよすけ」

### 改修工事とは…

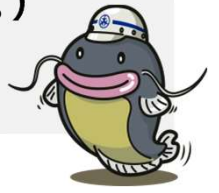
安全上問題のある擁壁を造り替える工事

または

自然がけ（自然斜面）に擁壁を新設する工事

## 補助の対象となる工事

- 工事後の擁壁の高さが2mを超えるもの
- 現状が擁壁の場合は、建築基準法に適合しない構造であること。  
または、国土交通省で配布している「我が家の擁壁チェックシート」で点検した場合の総評点が、5.0点以上であること。
- 現状が自然がけ（自然斜面）の場合は、傾斜が30度を超えていること。
- 建築基準法等の基準に適合し、検査済証を交付されること。  
（宅地造成工事規制区域内の場合は、宅地造成等規制法の許可を受け、  
検査済証を交付されること。）  
（開発行為に該当する場合は、開発許可を受け、検査済証を交付されること。）
- 個人が所有していて、不動産売買等の営利を目的としていないこと。



防災キャラクター「じじよすけ」

### 助成対象となる方

- ・ 工事を行う擁壁またはがけ（斜面）の所有者（法人を除く）  
※共有物等は、共有者全員の同意が得られた場合に限りです。  
※住民税を滞納している場合は対象外となります。

### 助成金額

- ・ 工事費用の **1 / 3** かつ **上限 300万円**

### 既存擁壁の安全性の確認について

- ・ 安全性の確認については、国土交通省「我が家の擁壁チェックシート」を参考にしてください  
（URL）[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_tk\\_000067.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000067.html)  
※総評点が、**5.0点以上であることが**、助成の条件です



申請・  
お問合せ窓口

世田谷区 防災街づくり担当部  
市街地整備課 宅地防災促進担当  
〒158-0094  
世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎（A22番窓口）  
TEL 6432-7158（FAX 6432-7982）

世田谷区  
ホームページ

トップページ検索欄にページ番号「165164」を入力して検索



世田谷区  
SETAGAYA CITY



165164

検索



検索

